

臨時福祉給付金の申請受付期間を12月26日(金)まで延長します

臨時福祉給付金の申請受付期間を平成26年10月1日までとしておりましたが、平成26年12月26日まで延長します。

臨時福祉給付金の申請書は、6月下旬に対象と思われる方へ送付しておりますが、申請書をなくしてしまった場合や、申請書の再発行など、お気軽に下記までお問い合わせください。

今一度ご確認いただき、早めの申請をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金室（市役所1階総合案内窓口）

☎38・6611 / FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp



フクシカクニンジャ

市営住宅の入居者を募集します

入居ご希望の方は、申込用紙を市住宅課（市役所2階）でお受け取りください。

【募集団地】

<一般住宅>

- ①和田島団地・3DK 1戸
（和田島町字明神東6番地の1）
- ②和田島団地・2DK 1戸
（和田島町字明神東6番地の1）
- ③豊ノ本団地・3DK 1戸
（中郷町字豊ノ本93番地の1）

<優先住宅>

- ①加藤西団地・3DK 1戸
（中郷町字加藤126番地の1）

【申込方法】

申込用紙と必要書類を、受付期間中に市住宅課へ提出してください。

【受付期間】

11月12日(水)～11月14日(金)

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

【入居者選考】

希望者が多い場合は、公開抽選により決定します。

抽選は、11月27日(木)に市教育委員会庁舎2階会議室で行います。

※抽選日に申込書のコピーを必ず持参してください。
また、代理の方が抽選する場合は委任状が必要です。

入居の要件

<一般・優先住宅共通>

- ◎同居する親族がいること（②和田島団地・2DKについては、条件を満たす場合、単身者も入居可）
- ◎持ち家のない方で、現に住宅に困窮していること
- ◎入居しようとする世帯員全員の合計所得が基準額以下であること
- ◎現在、市営および県営住宅に住んでいないこと
- ◎申込者および同居する者が暴力団員およびその関係者でないこと

<優先住宅>

- ◎配偶者のいない本人（DV被害者を含む）とその子だけの世帯で、20歳未満の子を扶養していること

※入居の要件など詳しくは、市住宅課までお問い合わせください。

【家賃と敷金】

家賃は、入居者の所得に応じて決定されます。また、敷金として家賃の3か月分が必要となります。

【お問い合わせ先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120 / FAX32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.tokushima.jp